第二百八十一条第七項第二号中「割合に」を「払戻し等割合に」に改める。

第二百九十二条の十三中「に規定する政令で定める利子、同号」を削る。

第二百九十三条中「非居住者に対する準用」を「申告、納付及び還付」に改め、「第二編第五章」及び「前編第五章」の下に「及び第六章」を加える。

第二百九十四条中「非居住者に対する準用」を「更正の請求の特例」に改め、「居住者に係る」を削り、「前編第六章」を「前編第七章」に改める。

第二百九十五条中「非居住者に対する準用」を「更正及び決定」に改め、「居住者に係る」を削り、「前編第七章」を「前編第八章」に改める。

第三百十六条第一項第一号中「、住所」を「及び住所」に改め、「。以下この号において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所」を削る。

第三百十九条の見出し中「書類」を「書類等」に改め、同条中「書類を」を「書類又は電磁的記録印刷書面（第二百六十二条第一項（確定申告書に関する書類等の提出又は提示）に規定する電磁的記録印刷書面をいう。以下この条において同じ。）を」に改め、同条第三号中「書類」の下に「又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等（第二百六十二条第二項に規定する電子証明書等をいう。以下この条において同じ。）に係る電磁的記録印刷書面」を加え、同条第四号から第八号までの規定中「書類」の下に「又は当該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面」を加える。

第三百十九条の二第一項中「又は名称、住所及び個人番号又は」を「及び住所又は名称、所在地及び」に改める。

第三百十九条の六第二項第二号イ及びロ中「その他の財務省令で定める公的年金等」を削る。

第三百二十四条第一号中「、住所」を「及び住所」に改め、「。以下この号において同じ。）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所。次条第一項第一号において同じ。」を削る。

第三百二十五条第一項第一号中「、住所」を「及び住所」に改め、「及び個人番号」を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる場合に該当することとなつた」を「その者の氏名又は住所若しくは居所を変更した」に、「当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」を「変更前の氏名及び変更後の氏名又は変更前の住所若しくは居所及び変更後の住所若しくは居所」に改め、「記載した届出書」の下に「にその証明書を添付し、これ」を加え、「をする届出書が第一号に掲げる場合に係るものであるときは、その者は当該届出書に当該証明書を添付するものとし、当該届出書を受理した当該税務署長は」を「があつたときは、当該税務署長は、」に改め、同項各号を削る。

第三百三十一条第一項第一号中「（個人番号を有する者にあつては、氏名、住所及び個人番号並びに国内に居所があるときは当該居所）」を削り、同項第二号中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に改める。

第三百三十六条第一項中「又は法人番号を有しない者」を「若しくは法人番号を有しない者又は第四項の規定に該当する個人（第二百三十八条第一項及び第二項において「番号既告知者」という。）」に、「次項、次条第三項及び第三百三十八条」を「次項」に、「第四項第一号」を「第五項第一号」に改め、同条第二項中「掲げる利子等」を「定める利子等」に改め、同条第三項中「掲げる利子等」を「定める利子等」に、「次項第二号」を「第五項第二号」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第二百二十四条第一項に規定する政令で定める者は、利子等又は配当等の支払事務取扱者（次項第二号に掲げる金融機関の営業所等の長を含む。次条及び第三百三十八条において「貯蓄取扱機関等の営業所の長」という。）が、財務省令で定めるところにより、当該利子等又は配当等の支払を受ける個人の氏名、住所及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該個人の次条第二項第一号に定める書類の提示又は法第二百二十四条第一項に規定する署名用電子証明書等（以下この編において「署名用電子証明書等」という。）の送信を受けて作成されたものに限る。）を備えている場合における当該個人（当該個人の氏名、住所又は個人番号と異なる場合における当該個人の氏名、住所又は個人番号が当該帳簿に記載されている当該個人を除く。）とする。

第三百三十七条第一項中「同条第一項に規定する支払事務取扱者（同条第四項第二号に掲げる金融機関の営業所等の長を含む。以下この条及び次条において「貯蓄取扱機関等の営業所の長」という。）」を「貯蓄取扱機関等の営業所の長」に改め、「（法第二百二十四条第一項（利子、配当等の受領者の告知）に規定する署名用電子証明書等をいう。以下この編において同じ。）」を削り、同条第二項中「第二百二十四条第一項」の下に「（利子、配当等の受領者の告知）」を加え、「掲げるいずれか」を「定めるいずれか」に改め、同条第三項中「その他」を「（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）その他」に、「掲げる」を「定める」に改める。

第三百三十八条第一項中「法人番号が、」を「法人番号（個人番号若しくは法人番号を有しない者又は番号既告知者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この条において同じ。）が、」に、「前条第二項各号」を「前条第二項」に、「前条第三項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「確認した旨」を「確認をした旨（番号既告知者について前項の確認をした場合には、当該確認をした氏名及び住所、当該確認をした旨並びに当該番号既告知者の個人番号。次項において同じ。）」に改め、同条第三項中「確認した旨」を「確認をした旨」に改める。

第三百三十九条第一項中「法人番号」の下に「（個人番号若しくは法人番号を有しない者又は既に個人番号を告知している者として財務省令で定める者にあつては、氏名又は名称及び住所）」を加え、同条第九項中「同条第一項に規定する支払事務取扱者（同条第四項第二号に掲げる金融機関の営業所等の長を含む。）」を「貯蓄取扱機関等の営業所の長」に、「者を含む。」を「者を含む。以下この条及び次条において「貯蓄取扱機関等の営業所の長」という。）」に、「当該告知の」を「番号既告知者」とあるのは「次条第一項に規定する財務省令で定める者（次項において「番号既告知者」という。）」と、「当該告知の」に、「前条第三項」を「同条第三項」に改める。

第三百四十二条第一項中「又は法人番号を有しない者」を「若しくは法人番号を有しない者又は第四項の規定に該当する個人（第三百四十四条第一項において「番号既告知者」という。）」に、「次項、次条第三項及び第三百四十四条第一項」を「次項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第二百二十四条の三第一項に規定する政令で定める者は、株式等の譲渡の対価の同項に規定する支払者が、財務省令で定めるところにより、当該株式等の譲渡の対価の支払を受ける個人の氏名、住所及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該個人の次条第二項において準用する第三百三十七条第二項第一号（告知に係る住民票の写しその他の書類の提示等）に定める書類の提示又は署名用電子証明書等の送信を受けて作成されたものに限る。）を備えている場合における当該個人（当該個人の氏名、住所又は個人番号が当該帳簿に記載されている当該個人の氏名、住所又は個人番号と異なる場合における当該個人を除く。）とする。

第三百四十三条第三項中「法人番号その他」を「法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）その他」に改める。

第三百四十四条第一項中「法人番号が、」を「法人番号（個人番号若しくは法人番号を有しない者又は番号既告知者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）が、」に改める。

第三百四十五条第三項中「又は法人番号を有しない者」を「若しくは法人番号を有しない者又は第五項の規定により読み替えられた第三百四十二条第四項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定に該当する個人」に、「同条第三項」を「法第二百二十四条の三第三項」に改め、同条第五項中「株式等の譲渡の対価の受領者の告知）の規定は、」を「の規定は法第二百二十四条の三第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する政令で定める者について、第三百四十二条第五項の規定は」に改め、「ついて」の下に「、それぞれ」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三百四十二条第四項中「株式等の譲渡の対価の同項に規定する支払者」とあるのは「第三百四十五条第三項（交付金銭等の受領者の告知等）に規定する交付金銭等の同項に規定する交付者」と、「株式等の譲渡の対価の支払」とあるのは「交付金銭等の交付」と、「次条第二項」とあるのは「同条第六項の規定により読み替えられた次条第二項」と読み替えるものとする。